

第1章 計画の背景・役割等

1 背景

本県では、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、「島根県高齢者居住安定確保計画」を平成24年5月に策定し、これに基づき高齢者の住まいに関する施策を総合的に推進してきました。

今後、本県では高齢化率が引き続き増加し、なかでも高齢単身や高齢夫婦のみの世帯の割合は年々増加していき、いずれも全国平均よりも高い状況です。また、団塊の世代が後期高齢者になるのに伴い、介護を必要とする高齢者がますます増加すると見込まれています。こうした高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者の居住の安定を確保するためには、住宅施策と福祉施策が一層連携して取り組む必要があります。

平成28年度に本県の住宅施策の基本方針である、第3次島根県住生活基本計画（島根県住宅マスタープラン）が策定され、平成29年度には、今後3年間の老人ホームの利用見込者数、その他の老人福祉事業の量の目標及び介護給付等のサービス量の見込みを定めた、第7期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画を策定しました。

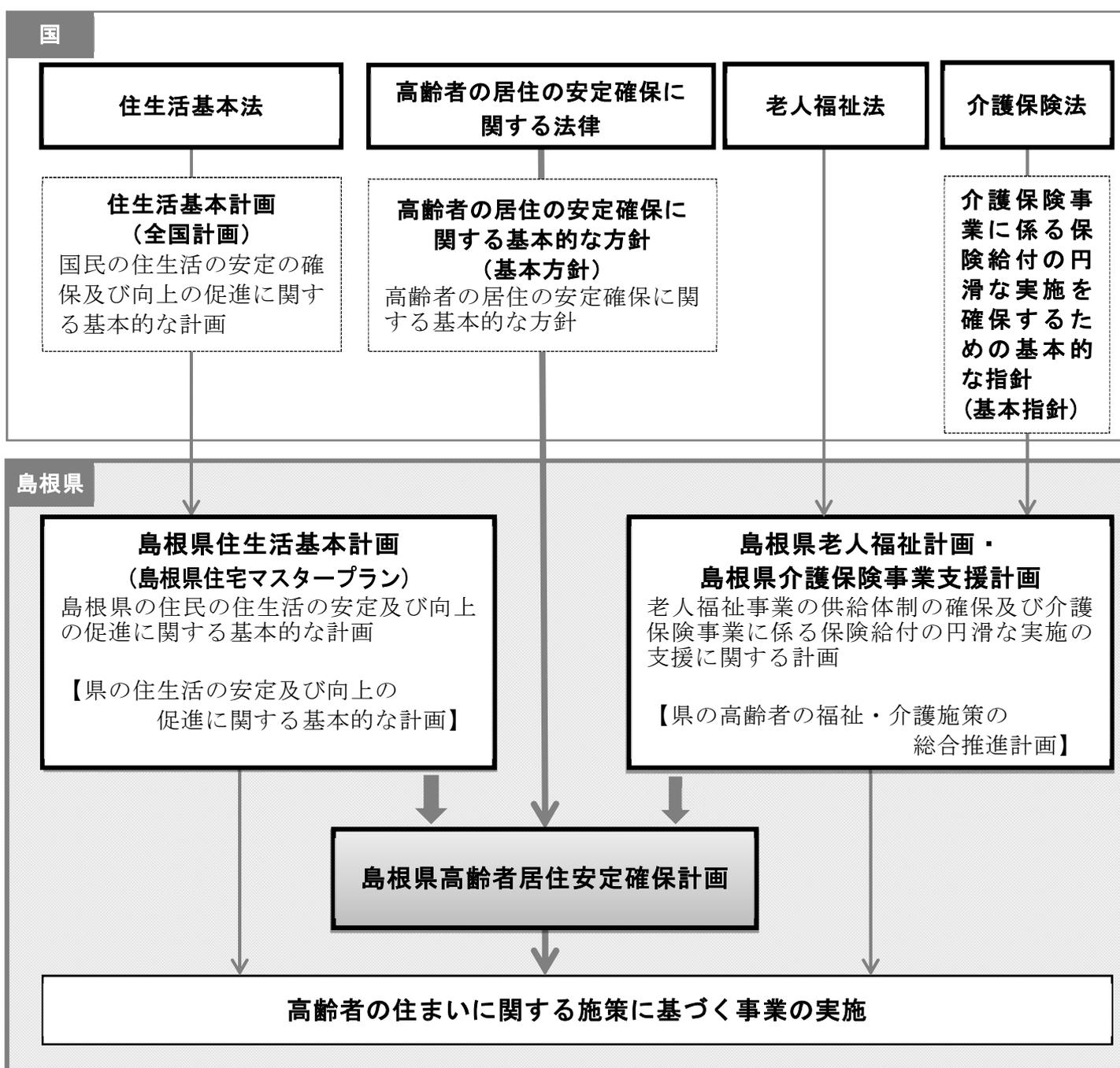
このようなことから、両計画と調和を図り、引続き高齢者の居住の安定に関する施策を推進していくため、「第2期島根県高齢者居住安定確保計画」を策定するものです。

2 計画の役割と位置づけ

計画の役割は次のとおりであり、その位置付けは下図に示すとおりです。

- この計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条第1項に規定する島根県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画です。
- この計画は、住宅施策と福祉施策が連携し、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給及びその促進に必要な事項等、高齢者の住まいに関し必要な施策を定めるものです。

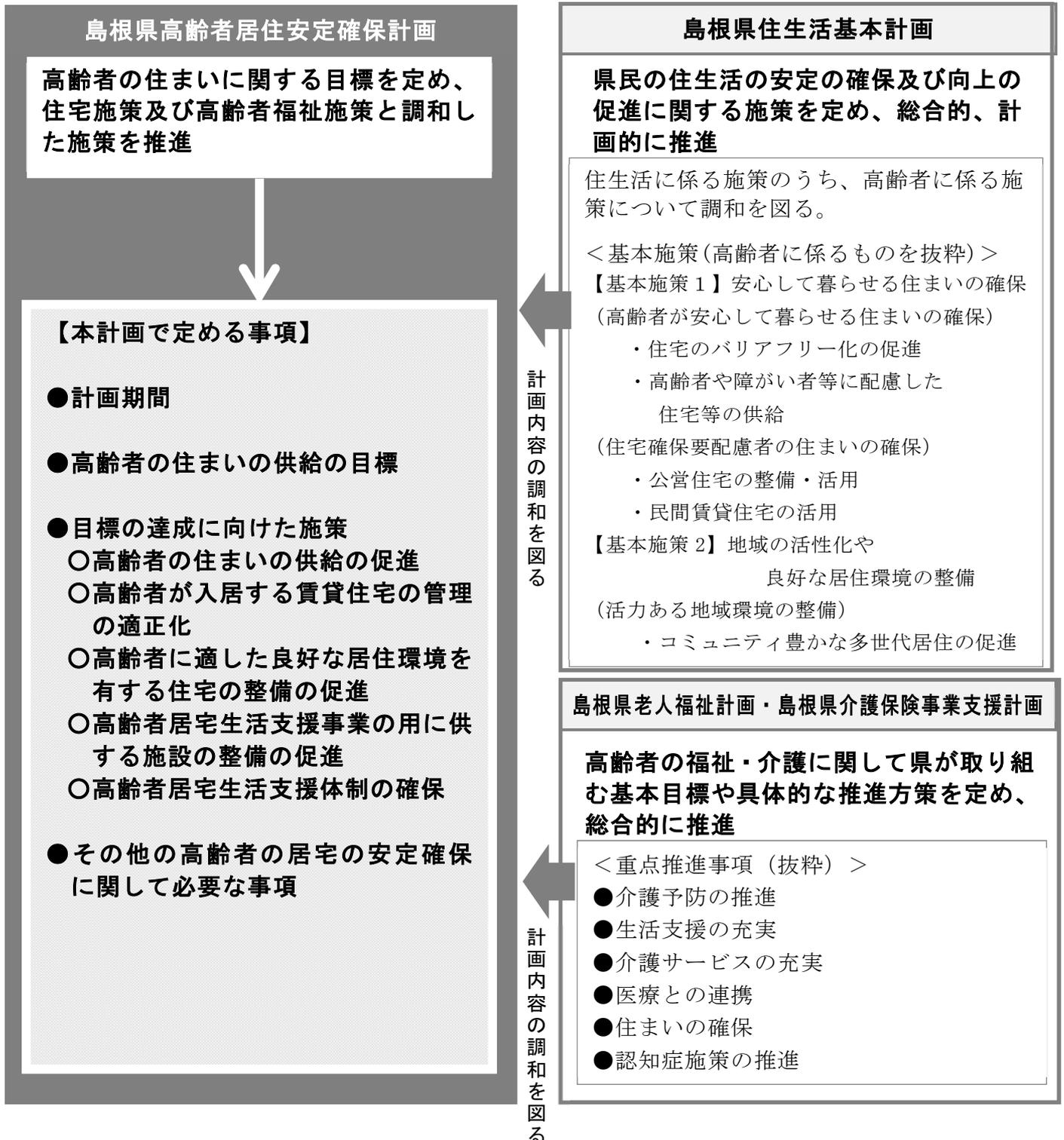
【高齢者居住安定確保計画の位置付け】



3 計画で定める事項

この計画では、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」という。）第4条第2項に基づき、「第3次島根県住生活基本計画（島根県住宅マスタープラン）」、「第7期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」との調和を図り、下記の事項について定めます。

【計画で定める事項と関連計画との調和】



4 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年とします。

なお、「第 3 次島根県住生活基本計画^{※1}（島根県住宅マスタープラン）（計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度）」及び「第 7 期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画^{※2}（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）」などとの調和を図りながら、今後の状況変化に応じ、必要がある場合は見直すこととします。

※ 1 島根県住生活基本計画は、社会・経済情勢の変化や施策実施状況等を踏まえ概ね 5 年毎に見直しを行います。

※ 2 島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画は、3 年を一期として計画期間を設定しています。